

お知らせ News
年末年始のごみ収集・受け入れ



☎本庁舎環境保全課 内2165

《ごみの収集（指定袋で集積所に出す）》

地域	年内最終日	年始開始日
白河・表郷	12月30日(月) 燃えるごみの日	1月6日(月) 燃えるごみの日
大信	12月30日(月) 燃えるごみの日	1月6日(月) 燃えるごみの日
東	12月27日(金) 燃える・燃えないごみの日	1月7日(火) 燃えるごみの日

《ごみの受け入れ（グリーンセンターへ持ち込み）》

- 年内最終日
12月30日(月)／午前9時～正午、午後1時～4時
※12月28日(土)も、この時間内に受け入れます。混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。
- 年始開始日
1月6日(月)／午前9時～正午、午後1時～4時

お知らせ News
償却資産の申告期限は1月31日です

☎本庁舎税務課 内2131

事業を営む個人・法人は、その事業に用いることができる資産（償却資産）の申告が義務付けられています。償却資産は、固定資産税の課税対象です。

- 申告が必要な方
令和2年1月1日時点で、市内に事業用資産を所有・貸し付けしている個人および法人
- 申告方法
申告書を税務課資産税係または各庁舎地域振興課に提出してください。
※昨年度申告した方には、申告書を郵送しています。今年度新たに申告する方や、1月になっても申告書が届かない方は、ご連絡ください。
- 申告期限 1月31日(金)

お知らせ News
プレミアム付商品券まもなく販売終了！

☎本庁舎社会福祉課 内2712

市内店舗や事業所で使用できるプレミアム付商品券は、12月25日(水)まで販売しています。市から交付された「商品券購入引換券」をお持ちの方で、まだ商品券を購入していない方は、忘れずにお買い求めください。



- 販売価格
1冊4,000円（500円券×10枚つづり）
- 購入限度数
対象者1人につき5冊まで
- 販売窓口
白河商工会議所、表郷商工会、大信商工会、ひがし商工会
- 販売期間 ※平日のみ
12月25日(水)まで／午前9時～午後5時
▷特別販売日 12月22日(日)／午前9時～午後5時

●申告の対象となる資産（例）

種類	主な資産
構築物および建物附属設備	門・塀・舗装道路・広告塔・打ち込み井戸・緑化施設・配管設備
機械および装置	プレス機・溶接機・ボイラー・印刷機・包装機・建設機械・ドライクリーニング機・冷凍機・精米機・農林業用設備・太陽光発電設備
車両および運搬具	除雪車・フォークリフト ※自動車税・軽自動車税の対象となるものを除く
工具・器具および備品	机・椅子・コピー機・ロッカー・レジ・冷暖房機・医療機器・自動販売機・厨房用品・家具・陳列ケース・電気製品・じゅうたん・パソコン・電話

台風19号の被災者支援情報

被災者生活再建支援制度や、災害見舞金の支給など、台風19号に関する支援情報は、市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。



《今年度分の市税等を減免します》

台風19号により被害を受けられた方などを対象に、今年度分の市税等の一部を減免します。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

税目等	減免対象の納期	申請期限	提出先／担当課	
市・県民税	普通徴収	第3期分以降	令和2年1月31日(金)	☎税務課市民税係 内2127・2128
	給与特別徴収	10月分以降		
	年金特別徴収			
固定資産税	第3期分以降		☎税務課資産税係 内2130・2131	
国民健康保険税	普通徴収	第4期分以降		☎国保年金課国保係 内2172
	特別徴収	10月分以降		
介護保険料	普通徴収	第4期分以降		☎高齢福祉課介護保険係 内2724
	特別徴収	10月分以降		
後期高齢者医療保険料	普通徴収	第3期分以降	令和2年3月31日(火)	☎国保年金課長寿年金係 内2174
	特別徴収	10月分以降		

- 申請に必要な書類
減免申請書、被災証明書、被害の程度が分かる書類、損害賠償金等が確認できる書類 など
※減免が決定するまでは、納期どおり納付してください。決定した際には、納付額との差額を調整します。

- 納税の猶予
台風19号被災により、納期までに納税することが困難な場合は、一定期間納税を猶予する制度もありますので、ご相談ください。
☎本庁舎税務課滞納整理係 内2123・2124

お知らせ News
要介護認定者の障害者控除・医療費控除

☎本庁舎高齢福祉課 内2725

65歳以上の介護保険要介護認定者で、一定の要件を満たす方は「障害者控除対象者認定書」の交付により、確定申告の際、障害者または特別障害者の控除が受けられます。身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、申告時に手帳を提示することで控除が受けられます。
※令和元年分の認定書は、12月31日(火)の現況をもとに判定されますので、交付は1月以降です。

- 申請方法
介護保険被保険者証を持参し、申請してください。
- 申請期間 12月2日(月)から
- 申し込み・問い合わせ先
本庁舎高齢福祉課 内2725／各庁舎地域振興課
表郷☎②2114 大信☎④2114 東☎③2116
《おむつ代の医療費控除》
おむつ代の医療費控除を初めて受ける介護保険要介護認定者は、医師が発行する「おむつ使用証明書」を提示することで控除が受けられます。また、2年目以降で、一定の要件を満たす方は、市が発行する「認定書」で控除が受けられますので、介護保険被保険者証を持参のうえ、申請してください。
※当日交付できない場合があります。